

会議名 平成30年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日時 平成31年1月25日（金）

12：56～15：45

場所 県庁17階

農林水産部会議室

○委員

早速第1の議案から入りたいと思います。

発注先であります×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者

×××と申します。どうぞよろしくをお願いします。

1番、一般競争入札、×××、地盤改良工事（その4）につきましてご説明させていただきます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

入札方式は一般競争入札で総合評価方式でございます。

工事名、国補×××号、地盤改良工事（その4）、土木一式工事でございます。

工事場所は、×××号でございます、×××。

工事概要でございますが、地盤改良工事、サンドマット工、深層混合処理工ということになってございます。

別紙で、A3横長の資料お配りさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

位置図につきましては、図面中ほど、上の中ほどのほうに記載してあるとおりでございます。

工事の概要ですけれども、平面図、下のほうに示してありますように、オレンジで着色してあるこの2カ所、これが仮設道路で連絡していかなくてはいけないということで、一つの工区として今回発注しているものでございます。

右上の標準横断図をごらんいただければと思います。標準横断図、小豆色で縦に着色してありますのが深層混合処理工法で地盤改良するものでございます。横に薄く着色してありますのがサンドマット工でございます。あわせて、ちょっと記載はありませんけれども、中ほど、白抜きのところには縦線が何本か入っておりますけれども、これはバーチカルドレーン工法ということで、水を抜いていくような地盤改良工法、これを組み合わせて行う工事でございます。

また1ページのほうにお戻りいただきまして、入札参加資格でございます。

この工事、軟弱地盤に対応した特殊技術を要する工事といたしまして2者のJV工事としてございます。

まず、代表構成員の参加資格でございますが、読ませさせていただきます。

まず1点目、平成29・30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級であること。2点目、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所があること。次に、日本国内において平成19年4月1日から平成29年3月31日までの10年間で同種工事または類似工事を元請として竣工した実績があることとしまして、まず同種工事

につきましてはスラリー系機械攪拌（杭式）による深層混合処理工法でございます。類似工事といたしまして、それ以外の深層混合処理工法を使用した地盤改良工事としてございます。

また、次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できることといたしまして、一つ目、一級土木施工管理技士の資格またはこれと同等以上の資格を有するものであること。二つ目、監理技術者においては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。三つ目として、競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3月以上の雇用関係にあるものということです。

土木一式工事について特定建設業の許可を受けていることというのが代表構成員の参加資格になってございます。

続きまして、代表構成員以外の構成員の参加資格でございますが、これにつきましては、平成29・30年度の参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級またはA等級であること。×××事務所または×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所があること。それから、主任技術者または監理技術者につきましては、代表構成員と同様でございます。

それから、一番最後の点になりますけれども、対象工事に係る設計業務等の受託者、東京ソイルリサーチと資本もしくは人事面において関連があるものでないこととございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、この工事は地盤改良工事ということで、品質を確保しながら現場における安全管理、工程管理などの施工業者の技術力を確認する必要があると。このため、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で実施したものでございます。

応札可能業者数が、代表者で72者、代表者以外で73者ございます。

それから、入札参加資格確認申請者数でございますが、4者でございます。これを確認した結果、4者とも資格があるということでございます。

契約金額が2億520万円、税込みでございます。

最後の項目、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は、とりおりによっておりますので、この2者が無効となっております、残り2者。落札者が、×××。

予定価格1億9,405万円、税抜き。

調査基準価格が1億7,443万円。

入札金額が1億9,000万円で、落札率が97.9%でございます。

25ページのほうをお開きいただきたいと思います。総合評価の評価調書になってございます。

2段目の一番右のほう、評価の満点が117点ということでございます。標準点を100点としまして、工事成績評定、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験等によって配点しております。

3段目の中ほどの表でございます。最高点が113.2点となっております。

一番下の段、総合評価結果でございます。2者が無効となっております、1億9,000万円で入札、技術評価点が113.2点ということで×××が落札したということになってござ

います。

現在、この工事はまだ工事中でございます、設計の変更はまだ行っていないという状況でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら委員の先生方からお願いします。

○委員

ちょっと気になるので、その点で質問あるんですけども、非常に応札可能業者たくさんおられるんですけども、応札の人数を見ますと非常に少ないという状況で、今後大変だなということがあるんですが、一つの質問、まず、スラリー系の機械攪拌、これができる業者さんというのはやはり少ないのかなという気がしないんでもないんですが、そこら辺は何社ぐらい、同種工事に対応する、何と言うんですかね、会社の数が出るのかなというのが一つ質問ですが、いかがでしょうか。

この72者のうちの何社ぐらいが、同種工事。

○説明者

すみません、ちょっと調べさせてください。

○委員

そうすると、今回は、とりおりも含めて考えますと、本当に業者さんの数が少なく、今後、こういったケースの地盤改良工事になるといつもこういう状況が起こり得る可能性があるんですけども、そこら辺はどう考えるのかなと思って、一つ質問させていただきますけれども。

○説明者

ちょっと業者数については調べておりますけれども、これ4者というのは経験の、実績のある業者と比べたら相当少ないかなと思っております。それは、多分、地理的な条件もありまして、やはり地元精通して現場に近いところがどうしても応札するという傾向があるのかなというのは想定はしております。

あと、地盤改良は、地域によって地盤の分布が異なりますので、その地域地域に地盤改良をどうしても投入しなくちゃいけないところというのはあると思いますが、例えば茨城県の南部の稲敷のほうは地盤が悪いものですから、そこはかなりの数の工事实績を持っておりますし、こちらの潮来のほうも、ここでは地盤がそれほどよくないので、ある程度の実績のある業者はいるのかなと、想定されます。

○委員

こういった工法に対して対応する業者さんが少ないと、例えばこの可能業者たくさんあっても、実質にはなかなか対応し切れないところが出てきますよね。すると、そこら辺が重要な工法が今回必要だということであれば、少し対象地域、地域要件含めて検討することが必要かなという気がします。

一方で地域の地元の業者さんを養成していくという、そういう面もあるので地域要件というのは入っているのですが、そういったところと両方バランスのような、少し検討が必要

かなというところで、ちょっと意見を述べさせていただきました。

○説明者

業者数は、今、調べてきて、後ほど回答させていただきます。

○委員

これ、資料に契約内容の公表ということで、これ変更は出ないということで、今のところ、工事が終わっていないから大丈夫なんですかね。

いつもこういったものは地盤だとなおさら変更が多いじゃないですか。

○説明者

多いですね。

実際に地盤改良、深層混合でやっていきますと、そのの箇所箇所でやはり深さも変わってきますので、実績というのは設計と変わってきます。それを全部やって集計して、精算的な変更を後に行うということになるかと思います。

○委員

この先、工事完了までには。

○説明者

設計変更の手続きが。

○委員

何らかの変更が生じる可能性は。

○説明者

生じると思います。

○委員

いたし方ないということですかね、そうしますと。

○説明者

地盤改良、中が見えるものではないので、全てやってみないとどれだけの数量が、18メートル標準としてやっていっても、その場所で15メートルになったり20メートルになったりという可能性がありますので、それは終わってみてからよく精算してということになるかと思います。

○委員

わかりました。

○委員

この要件のところに、参加資格のところなんですが、代表者以外の構成員のほうに設計受託業者との関連がないというのが入っているんですけども、代表構成のほうに入っていない。

○説明者

申しわけございません、これはどちらにもかかわってくるものでございます。

○委員

両方入りますよね。片方だけでは変な。

○説明者

ちょっと書く場所が間違っております。

代表も代表構成員も同じ条件でございます。申しわけないです。

○委員

わかりました。それなら大丈夫です。

あと、これは、JV組んで、これ見たらとりおりになったやつもJVなんですよ、これ。

○説明者

JVです。

○委員

全部JVなんですよ。4工区ぐらいに分けたんですか。

○説明者

4工区ですね。

○委員

さっきの××委員のお話、JV組んだというのはやっぱり工事として大きいからという感じなんですかね。

○説明者

そうですね、工事の規模と、やはり地盤改良、18メートルに及ぶ地盤改良ですので、それなりの技術力と言いますか、信頼のある大きな会社と、地元と。

○委員

そうですね。さっきの××委員の、ちょっと工区を広くして、とりおりは結構だと思っ
たんですけども、何かもうちょっと参加者がふえるような形になるといいのかなとか思っ
たんですが。

あとは何かございますか。

なければ、この件はこのぐらいということで、どうもお疲れさまです。

さっきの後で大丈夫ですよ。

○説明者

先ほどの件、後ほどご報告させていただきます。

○委員

事務局の方に言っておいていただければ。

○説明者

ありがとうございます。

○説明者

×××と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員

2番目の議案ですが、道路排水流末整備工事、×××のほうからご説明を。

○説明者

×××と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

当該工事は、国補の街路改良整備ということで、道路排水の流末整備でございます。

具体的な工事の概要、位置等々につきましては、先ほど追加でお配りをさせていただ
いております縦A4の図面にありますように、×××は、×××より右側、青い線になりま
すが、×××までを結びます。中ほどに青い線とクロスするように×××が走っています。
そこをアンダーパスで抜けるということで、下のほうに絵が書いてありますが、このアン

ダーパスになる部分の流末を今回工事したということでございます。

流末排水につきましては、赤の破線で表示しておりますが、そちらに×××より桜川まで持っていく工事になっております。

具体的なことでございますが、1ページのほうに戻っていただきまして、当該工事は、アンダーパスに集水する雨水を×××へ自然流下させるということで、直径600ミリのコンクリート管を推進工法にて布設する工事でございます。

推進工法につきましては、2枚目に推進工事の施工概要を記載させていただいております。先ず、地表より発進をするための立坑を打ち込みまして、そちらより反力をとりながらコンクリート管を押し進めていく工法でございます。

入札方法としましては、総合評価方式の一般競争入札でございます。

工事種別につきましては、土木一式工事。

工事場所につきましては、×××ということでございます。

工事概要につきましては、地下9メートルから13メートルの地中に推進工法にて600ミリのコンクリート管を819メートル布設する内容でございます。

その他、立坑とマンホールの設置をしてございます。

入札参加資格でございます。

本工事を目的に、県のJ Vの入札要綱に基づきまして、特殊工事であります推進工としての2者J Vということで参加資格を求めています。

まず代表者の要件でございます。

平成29年、30年の県の入札資格名簿より土木一式工事の格付がS等級のものということでございます。

それと、県内において同種工事または類似工事を元請として施工したもののうち、平成19年より10年間の期間をもってその中で竣工した実績があることということでございます。同種工事につきましては口径が600ミリ以上かつ延長350メートル以上の管渠推進工事の実績があるもの、類似工事につきましては口径200ミリ以上かつ延長200メートル以上の管渠推進工事の実績があるものということで求めています。

配置予定者としましては、代表者と同様でございます。

×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることでございます。

2ページのほうをご覧くださいと思います。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、施工の確実性や適切な工程管理が必要であることから、管渠推進工事に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する設定をしております。

なお、入札方式にほうにつきましては、企業の実績とか配置予定者の施工経験等をあわせて評価の対象とした総合評価方式を入札として実施をしてございます。

これによる応札可能者でございます。代表者は49者、代表者以外は37者でございます。

入札の経緯及び結果についてでございます。

入札参加資格確認申請者5者J V、その確認した結果につきましては5者J Vとも参加資格がございました。

応札者でございます。応札者につきましては全5者J Vがあり、落札者につきましては×××特定建設工事共同企業体ということでございます。

契約金額につきましては、税込み3億564万円でございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

総合評価の結果についてでございます。

総合評価方式の特別簡易型のⅡ、県内型の基本型を使いまして117点満点でございます。

技術評価点としましては、結果でございますが、最高が113.4点、最低が109点でございます。

上段の表、中央にあります。税抜きの前定価格としましては2億9,522万円でございます。

下にある総合評価の結果といたしましては、下段の表にありますように、評価値の最も高い×××特定建設共同企業体が落札者となりました。落札率につきましては、95.9%でございます。

設計変更につきましてはでございます。24ページをお開き願いたいと思います。

主な変更理由でございます。

一つ目は、本工事期間中に発生した集中豪雨によりまして、工事用の仮設道路の法面が崩壊したことから早急な修復をいたしました。また、溜まった雨水の排水も必要となったことから、水替工を追加したということでございます。

二つ目としましては、立坑内に設置するマンホールとの間を土砂で埋め戻すという作業がございます。その埋め戻す土砂につきまして、当初計画は現場内で発生した土砂を再利用する計画をしておりましたが、現場発生材を土質試験した結果、埋め戻し材としては強度が足りないということで、購入土、山砂で埋め戻しをしたということでございます。主な理由としては以上の二つでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

こちらは、工事成績評定結果表ということで、この工事は81.9点の評価点でございます。

×××の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

一つだけいいですか。入札と関係なくて申しわけないですが、ちょっと質問で申しわけない。流末を桜川へ行くような形ですか。

○説明者

そうです。

○委員

雨水の流量的なものがあると思いますが、これは周辺部を考慮しても大丈夫だと判断したということですね。

○説明者

そうです。

○説明者

関係機関にも放流同意の協議をさせていただいて、桜川に流しています。

○委員

この工事は、桜川に流入するまでの工事ですか。

○説明者

基本的には、このアンダーパスに集水する雨水は自然流下で桜川に持っていく計画になっています。

○委員

勾配をつけて自然流下で持っていくため、深さが10メートルから13メートルぐらいかかるといいますか。

○説明者

そうです。このルートは、日立電鉄の跡地を利用して地表から9メートルから13メートルの深さで自然流下ができたということです。

○委員

ありがとうございます。

○委員

工事名で（その1）とございますけれども、同一の入札というので、とりおりでしょうか。

○説明者

この流末工は、工期短縮のため2工区に分けておりまして、そのうちの1本目として実施しています。先ほどの件と同じくとりおりになっております。

○委員

この入札も、先ほどと同じですけれども、2件で5者の応札はやっぱり少ないと思うので、今後ご検討されたらいいかなという気がしますね。意見でございます。

○委員

この管渠推進工事、特殊な工事なんですね。でも応札可能業者は49者もあるんですか。県内本店で。

○説明者

そうですね、類似工事で200ミリ以上の径の推進工事を実績として持っている業者となります。

○委員

J Vを組んで、主たる事業者じゃなくても、元請で受けたという工事経験数が積めるんですか。

○説明者

J Vの場合、出資比率20%以上であれば元請けとして工事経験が積めます。

○委員

こういうのに参加しながら少しずつ工事経験を積んでいくことなんですね。

○説明者

そういうことになるかと思います。

○委員

J Vは地元業者の育成になるんですね。

○説明者

そうですね。

○委員

あと、なければ、この件もこのぐらいで、どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございます。

○司会

議長、済みません。先ほどの×××からございました、××委員からのご質問について、回答のほうを。

○説明者

×××です。先ほどは申しわけございませんでした。

先ほど、応札可能者72者のうち、同種工事対象というご質問ございました。同種工事の対象は51者ということで、過半の比較的多い業者数で設定したんですが、どうしても地盤改良ですので、地形とか地質に精通している地元業者がやりやすいのか、今回、×××管内の業者さんは全て手を挙げてくれたという結果にはなっております。

○委員

そうですね、今後ともよろしく、広げるように。

○説明者

検討して、注意してまいります。

○司会（

ありがとうございます。

3番目の案件でございます。

○委員

工事名は省略して、発注者の×××のほうからご説明を。

○説明者

×××でございます。

委員の皆様方から見て私の右手にるのが×××でございます。あと、左手のほうが×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

まず、審議事案の説明に入る前に、畑地帯総合整備事業×××地区の概要を説明させていただきますと思います。お手元のナンバー3の資料の15ページのほうに位置図が書いてあるかとございます。

×××地区は、×××の北側に位置しまして、×××の左岸で、東側に×××、ちょうど×××のところですね。あと西側に×××に挟まれた畑地帯でございます。

この地域は、県内有数の野菜栽培地域でございますが、農道が狭くて大型の農業機械が入らず、また農地が狭く分散していたため、効率的な農業を営むことができませんでした。それで、規模拡大などをすることが難しい状況でございました。

また、用水や排水が整備されていなかったため、一旦雨が降れば湛水被害により収穫ができなかったり、干ばつになれば収穫が激減するなど、不安定な営農を余儀なくされていたところでございます。こうした状況を改善すべく計画されたのが、この畑地帯総合整備事業×××地区でございます。

事業においては、区画整理により農地の形状を整形に整えるとともに、道路を整備することで大型機械が入れて効率的な営農を可能にし、用水や排水を整備することで気象に左右されない営農を実現することとなります。

事業は、農業者の申請によりまして、県が計画を取りまとめ、平成22年度に国の採択を受けまして、24年度から整地や道路、排水路整備を含む区画整理工事に着手しまして、平成30年度までに区画整理を完了したところでございます。29年度からは用水の整備も着手し、事業化に向けて工事が進められているところでございます。

今回の審議案件の第14工区区画整理工事につきましては、赤色で染めました4カ所を合わせました3ヘクタールの区画整理を実施したものでございます。

今回の工事は、設計した畑地面の高さにするため高い場所を切り土して、その土を移動して低い場所に盛り土する整地工事を反転均平工法という工法で行っておるところでございます。

17ページにその反転均平工法の絵が書いておりますけれども、畑の表面にはこれまで長年営農により養われた養分の多い土である表土、作土とも呼んでいるかと思いますが、表土がありますが、整備後もやはりこれをできるだけ活用する必要がございます。反転均平工法は、プラウという機械によりまして、表土とその下にある心土をひっくり返して、その後、ブルドーザーで土を盛り土部に移動した後、再度移動してきた土をプラウでもう一度ひっくり返して表土に戻す工法でございます。

18ページが完成した圃場でございます。

それでは、審議事案説明書に基づき、入札内容等を説明させていただきます。

お手元の1ページをごらんください。

まず入札方式ですが、一般競争入札でございます。

次に工事名ですが、畑地帯総合整備事業×××地区第14工区区画整理工事。

工事種別は土木一式工事。

工事場所は×××。

工事概要は、整地工3.05ヘクタール、支線道路122メートルでございます。

入札参加資格につきましては、4点ほど条件を付してございます。

1点目は、入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付がS、AまたはB等級であることです。

2点目は、過去10年以内に茨城県が発注した同種または類似工事を元請として施工した実績があること。ここで言う同種工事は農地の区画整理工事、類似工事は農地におけるパイプライン工事または暗渠排水工事といたしました。

3点目は、土木施工管理技士の有資格者であるなど主任技術者を配置できることでございます。

4点目が、地域要件といたしまして、×××管内の7市町に主たる営業所（本店）があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事は農地の区画整理工事で、農地は先祖代々の農業者の財産で、土の動かしは施工経験の有無により品質に差が出やすく、後の営農に支障がないよう細やかな配慮が求められることから、農地の区画整理工事に精通した技術力を求め、施工実績を参加資格と設定いたしました。その上で、今回の工

事は1,000万円から3,000万円未満のBランクの一般競争となりますが、先ほどの工事実績を踏まえ、応札可能業者数が7者と30者に満たなかったため、農林水産部の入札参加資格条件設定ガイドラインに基づきまして、上位のS、Aランクまで拡大をしたところでございます。この結果、応札可能業者数は42者となりました。

続きまして、入札参加資格確認申請者数は10者でございます。

契約金額は、税込みで1,360万8,000円。

入札の経緯及び結果としまして、入札参加者は10者、落札者は×××でございます。

予定価格は税抜きで1,342万円。

最低制限価格は1,172万円。

入札金額は1,260万円で、落札率は93.9%となっております。

議案説明は以上でございます。

添付資料としまして、2ページに入札の書取書がございます。入札参加資格10者のうち10者が応札しまして、そのうち1者が最低制限価格未満などのため失格となっております。また、そのうち1者からは入札内訳書の提出がなかったため入札書を無効としております。

3ページは工事起工概要書、4ページから6ページは積算内訳でございます。7ページから10ページが入札公告、11ページが契約内容の公表でございます。

12ページが変更契約の内容でございます。この工事では二つの理由で変更を行っております。

13ページをごらんください。一つは、当初31圃区において、圃区中央部を耕作する地権者からなるべく土の移動がないよう、できるだけ現況高さを変更しないよう要望があったため、そのような整地の高さを設定しておりましたが、工事契約後、地権者から、やはり当該部分の高さを周りの畑に合わせて変更してほしいとの再度要望があったことで、整地の高さを変更しております。これに伴い、反転均平工法の耕起の高さなどを変更する必要が生じております。反転耕起の高さは35センチが区切りとなっております。35センチ未満だと浅くて広範に耕起できる1段耕プラウという機械を使うんですけども、35センチを超えますとより深く耕起できる2段耕プラウという機械が必要になっております。この1段耕と2段耕の内訳が変更になっております。

二つ目の理由としましては、当初地区全体の平面図から位置を特定して整地面積等の数量を算出してございまして、実際に現場で位置を落としてみて整地箇所の影響などから多少なりずれが生じたので、再度現地をはかり直した結果、整地面積や道路延長などに変更が生じたものでございます。

14ページが工事成績評定結果表でございまして、評点は79.7点でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員

一つ聞いていいですか、済みません。

入札参加資格のところ、42者の応札可能業者で、30者に満たなかったため、Bランクがあつて、SとAに上げた。10者が入札参加資格を得たと。この中で、結局SとAは何

者が入っていたんですか。

○説明者

S業者が、ちょっと正確にはあれなんですけれども、多分8者ぐらいはS、A等級の業者が入りました。

○委員

そっちのほう割合が高くなってしまった。

これ、範囲を広げるということは考えられる。要するに、エリアが。

○説明者

ガイドラインに基づきまして、Bランクで30者に満たない場合は上位ランクに上げて、もしそれでもない場合には、土地改良部門管内以上にエリアを広げると、順番がありましたので、まずは上位ランクに上げさせていただきました。

○委員

まずは上位ランクに。

上位ランクに上げてBランクの入る余地が少なくなっちゃったんですね。

あともう1点、済みません。契約変更の内容に関してなんですけれども、これ地盤面の設定の高さ、それが変更で、もう1回変更になったということですね。最初、要望によってある程度設定していたものがまた地権者によって変更になった、そういうことですか。

○説明者

そうですね。

○委員

この高さ、隣との高さとの関係で。当然農地ですからね、高さ関係、かなり影響及ぼしますからね、農作物に。それというのは、16ページにある、区割り図みたいのがあるんですね。

○説明者

そうですね、このつけさせていただいた図面が31圃区という真四角の整形に圃場をつかって、この中に10人ぐらい割り張りつけるんですけれども、この中の真ん中あたりに位置していた地権者さんから、今まで自分がつくってきた土をなるべく動かさないでほしいということで最初設定していたんですけれども、ちょうどおわん型というか、真ん中が一番高いような感じの高さの設定になっていて、工事が始まった後、そうするのであれば一定の方向に流れるような。

○委員

ならして。

○説明者

ならしてくれないかというご要望を工事発注後にいただきました。

○委員

これって、三つ、3列ありますよね、数字が。3列目の一番下の数字が高さの設定、レベル設定、高さですか。

○説明者

一番下の数字が切ったり盛ったりの数字になります。

○委員

そうですね、レベル設定の数値ですね。

○説明者

Bと書いてあるのが盛るほうで、Cと書いてあるほうが切るほうになります。高さ自体はその上の数字。

○委員

なるほど。高さ自体はその上の数字だと。

○説明者

一番上の数字になります。

○委員

わかりました。じゃあ、いたし方なかったということですかね、契約変更に関しては。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

なければ、このぐらいということで、どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○司会

4件目の×××の案件でございます。

○説明者

×××展示室等壁塗装工事についてご説明いたします。資料4になります。

○委員

4番目の案件につきまして、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者

着座にて失礼いたします。

本日、ここに来ておりますのは×××と、×××でございます。×××申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議事案説明の前に、当美術館の概要につきまして説明させていただきます。資料の10ページの位置図をお開きください。

当館は、昭和63年10月に、我が国を代表する建築家吉村順三氏の設計監理のもと、緑豊かな千波湖畔に公園との調和に配慮した文化施設として建設され、おかげさまで昨年10月に30周年を迎えました。その周年事業として空調設備の全面改修工事と展示室等の壁面塗装工事などを行いまして、リニューアルを図ったところでございますが、施工の際にはスケジュールをいかに組むかということが問題でありました。

恐れ入ります、資料最後の16ページにございます周年記念事業の工程表をごらん願います。

上の段から、美術館行事、2段目が空調設備工事、そして3段目が本塗装工事に係るスケジュールとなっております。この記念事業リニューアル工事のため、当館は5月中旬

から翌年の1月中旬にかけて約8カ月間を休館といたしました。

周年事業につきましては、中段の空調設備工事が特に重要なものでございまして、×××の施工で総額5億8,600万円をかけて行いました。この空調工事の作業が、ここに記載していますように、12月の初めまで展示室内を占有するため、塗装工事はそれ以降で実施することといたしました。

一方で、美術館ですけれども、×××美術展から再開する計画でございまして、そのため、ここに記載しましたようなさまざまな準備作業をスムーズに進めていく必要がございました。作品の展示作業には少なくとも6日間、その前に館内の害虫駆除や防カビ、殺菌のための燻蒸作業も5日間を要するため、本塗装工事は年末年始の非常にタイトな工期設定とせざるを得ませんでした。

それでは、資料1ページの審議事案説明書にお戻り願います。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事概要でございますが、美術館展示室の固定及び可動壁面の塗装工事で、素地調整の上、エマルジョンペイント塗り、総面積は4,539.2平米でございます。

恐れ入ります、資料12ページの本塗装工事の実施箇所平面図をお開き願います。12ページになります。

12ページは、美術館1階部分でございますが、図面上部の第一常設展示室と壁面に固定してあります展示ケース及び図面左側の第二常設展示室、そして図面中央下のアートフォーラムコーナーが施工箇所となっております。アートフォーラムコーナーとは、国内外の美術史の流れや作画の技法など、パネルや複製画が実物の画材などを使ってわかりやすく解説しているスペースでございます。

1ページおめくりいただきまして13ページは、美術館2階部分の平面図になってございます。2階は、図面右側の第一展示室及び上部の第二展示室と壁面固定の展示ケースが施工箇所となっております。これらの五つの室内には、固定された一般的な壁面のほか、その時々展示に合わせまして、レールにより引き出して展開できる可動壁がございます。可動壁の写真が15ページに掲載してございます。15ページをごらんください。可動壁は天吊り式となっております、高さが4.4メートル、長さは4メートルから6.5メートルまでの種類があり、かなり大きく重量もありますので、1人で動かすのは大変困難です。これが計57枚ございます。これらの壁面については、経年による退色や汚れのほか、展示のためのびょうやねじ穴等の傷跡など傷みが大変目立ってきてございまして、展示環境に支障を来していたため、30周年を迎えるこのときに補修、塗装を行うとしたものです。

恐れ入ります、再び1ページにお戻り願います。

入札参加資格のところでございますけれども、一つ目に建設工事入札参加資格名簿の塗装工事に搭載されたものであること、二つ目に×××事務所管内に本店があること、三つ目に塗装工事について建築業法第26条に規定する主任技術者を履行場所に派遣できること、そして四つ目に過去5年以内に博物館や博物館類似施設において本工事と同程度の塗装業務を請け負った実績のあるものといたしました。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、先ほどもご説明しましたとおり、限られた期間での工事であること、また対象が一般的な室内壁ではなく、美術館の展示環境を演出するものであることや、さらには固定壁だけでなく57枚もの巨大で重量のある可動

壁を移動させながらの作業であるということから、安全性と確実性を求め、経験重視の要件設定といたしました。また、工事期間中ばかりでなく、営業開始後に万が一の問題が生じた場合、速やかに責任ある対応を求める必要があることから、地域的要件も付しました。

ここには応札可能業者数は63者と記載しましたが、これは×××事務所管内の塗装工事の登録業者数でございます。ここには入札参加資格に挙げました5年以内に本工事と同程度の業務を請け負った実績の有無を確認してある数字ではございません。

当方といたしましては、×××には美術館や博物館を初め、さらに近隣の市町村や民間の博物館、ギャラリーなど相当数の類似施設がありますことから、当該要件を付しても応札可能業者は一定程度いるものというふうに踏んでおりました。しかしながら、実際に入札参加資格の確認申請があったのは4者でした。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者4者のうち1者辞退がありまして、落札者は×××でございます。

予定価格は、税抜きで1,419万7,024円。

最低制限価格は1,273万円。

入札金額は1,276万円で、落札率は89.9%となっております。入札の状況は2ページの入札書取書のとおりでございます。

なお、当該工事は変更契約を行ってございます。

9ページの変更契約内容の公表をごらんください。

中段やや下の変更理由でございますように、当初の設計では除外した箇所がございました。このことにつきましては、資料15ページ、再び15ページの写真をごらんいただきながらご説明したいと思います。

写真の上の画像の右側にありますのはガラスの展示ケースでございます。この展示ケースは、主に軸装や屏風などの日本画を展示する場合に使います。御存じのとおり、日本画は油彩画や版画に比べ痛みに弱く、より繊細な取り扱いが必要とされます。比較的丈夫な油彩画等の展示の場合にはこのガラスケースは使用せず、下の写真のように、床から天井までを可動壁でふさいで展示いたします。

今回追加した箇所は、ガラスの展示ケースの上部と下部のクロス張りの部分、合計348.1平米になります。この部分は、作品展示のためのびょうやねじを打つことがない場所で、ふさいで使用していることが多いため、比較的汚れや傷みは少ないだろうと、当初の設計では施工箇所から除外しておりました。しかしながら、実際に展示ケース内部や可動壁の施工壁面と比較してみましたら、状態の落差が予想以上に大きく、展示室内の統一感を損なうレベルにあったため、追加で塗装工事を行うとしたものでございます。

恐れ入ります、9ページにお戻り願います。

この変更により、税込みで86万4,000円の増額変更をしております。以上が変更契約の内容でございます。

なお、×××では工事成績評定の制度がなく評定を行っておりませんので、評価報告書はございません。

当案件の説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいま説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員

今までのと打って変わって珍しいタイプのお話だったなというような形で聞いていたんですけれども、まず、4者いて3者しかというお話で、要件として同程度の業務を請け負った実績があることということで、県内で幾つかあるだろうというお話だったんですけれども、結局この3者というのはどういうところで経験、ほかの経験を積んでいらっしゃる場所だったんでしょうか。つまり、同種のものとして県内でこういう博物館の工事などを経験されているところなんですかね。

○説明者

そうですね。

○委員

それで、やっぱり、博物館がしょっちゅう工事やっていると見えませんので、工事にありつける機会というに変ですけども、かなり少ないんじゃないかなという気がするんですが、それだけきちんと経験を積まれている業者が少なくとも3件あったという話ですね。

あともう一つなんですけれども、可動壁という、15ページのやつですけども、これはパネルというわけではないわけですね。イメージとしてどういうものなんですか。

○説明者

厚さも10センチ近くありますので、1人では持ち動かすことがなかなか難しく、こういうレールのところを伝って垂直に、壁に垂直に立てたり。

○委員

パーテーションみたいなやつですよ。

○説明者

そうですね。展示面積をふやすためにそういう形でやるわけなんですけれども。

○委員

表面を補修したということですよね。

耐用年数というのは、30年間もつものなんですか。

○説明者

通常、こういう塗装の場合だと5年から7年というのが業者が言う耐用年数。

○委員

このパネルじゃないや。壁自体は30年前のものを使っていて。

○説明者

それは大丈夫ですね。

○委員

それで、表面を取り繕えばまだまだ使えるものという。

○説明者

はい。

○委員

そうなんですか。この壁自体をばんと変えちゃうという発想はなくて、表面を変えながら使っていくということなんですか。

○説明者

扱いとしては、絵の隣にこの絵の名称とか作家の来歴とかというのをつけるびょうとか、木ねじあたりも使うことがありますけれども、そういったレベルのものでしたので、目地調整をきちっとすれば十分あり得ると。

○委員

この壁自体はずっと使えるものなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○委員

関連して済みません。

可動壁約348平米と、それは……。

○説明者

可動壁というよりは、追加で。

○委員

ごめんなさい、追加で補修した可動壁、それは全体の可動壁の面積に対しての割合はどれぐらいだったんですか。

○説明者

全部の工事面積が4,500ですので。

○委員

それは全部の工事でしょう。

その中の可動壁の面積というのは。

○説明者

追加でやったのは、可動壁というよりは、ガラス展示ケースの上部と下部の、追加でやった分は日本画を展示する際に使うガラス展示ケースの上と下は、比較的余り汚れとか傷みがないものですから、当初入れていなかったと。ところが、実際やってみたら、色合いが全然違ってしまって、統一感を損なうので、そこを追加でやりました。それが348。

○委員

普通の展示スペースの、可動壁は関係なく、その展示スペースのところの上下。それは、これはほぼ全部、やっぱり色が変わったりなんかしていたものなんですか。

○説明者

そうですね、30年の間にはやっぱりそういうところ、通常の壁面は汚れたりすると、その都度、たまには全面ではなくて部分的には補修していたんですが、そこは余り汚れとか傷みがないので、ずっとやっていなかった部分だったものですから。

○委員

今の関連で、最近美術館などの壁の色というのを非常に皆さん工夫されていますよね。今回は、これは前の色を使って補修したと、こう考えていいですか。

○説明者

そうです。

美術館などで色を変えるのは、この間のうちでやった×××もそうなんですが、壁に布を張って。

○委員

布を張ってやるんだ。

○説明者

それで、紺色とかえんじとかという、絵に一番合う色を壁面に張りつけてやることはあります。

○委員

なるほどね。近代美術館はそうやって工夫されていたんですね。そうすると、もともとの色は非常に、何と言うか、余り奇抜なやつではなくて落ちついた色を使っているということですか。

○説明者

そうですね。

○委員

塗って見たら、意外に差が出てしまったという、そういうことなんですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

上と下だけで、ガラスの部分抜いたらこのぐらいですよ。それで348。

○委員

結構ありますよね。

○委員

結構な面積ですね。建物全体がやっぱりだんだんあれしてきているということですね。

この先もちょっと、もしかすると何年か後にはまたやらざるを得なくなってくるということは、わかりました。

○委員

ほかには。

ほかになれば、これはこのぐらいということで、どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、5番目の案件につきまして、×××さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、対象工事につきまして、審議事案説明書により説明をさせていただきます。

1ページをお開き願ひしたいと思います。

初めに入札方式でございますけれども、予定価格が1,000万円未満でございますので、指名競争入札となっております。

次に工事名でございますけれども、県単×××号、県単×××号の合併、交通安全施設整備工事（その1）でございます。

工事種別は、とび・土工・コンクリート工事でございます。

工事場所でございますけれども、×××自転車道線の×××地内でございます。

次に、工事概要に先立ちまして、事業全体の概要について説明をさせていただきます。

11ページの地図をごらん願います。

現在、県におきましては、×××や×××など恵まれた自然環境を生かしまして、誰もが安全快適にサイクリングを楽しむことができる日本一のサイクリング環境を形成することで交流人口の拡大や地域の活性化を図ろうということを目的といたしまして、沿線市町村と連携をいたしながら、赤い線でお示ししてありますのが県道でございますけれども、この県道区間と青色の市道区間、合わせて全長180キロメートルに及ぶサイクリングロード、一番上に名前書いてございますけれども、×××の整備を推進しております。このうち、当事務所で所管しておりますのは県道区間のうちの×××から×××に至ります約44キロとなっております。

具体的な整備内容といたしましては、自転車歩行者専用道路の整備のほか、矢羽根と呼ばれます路面標示や案内看板等の設置によりまして、利用者にわかりやすい充実したコース案内を行うことや、自転車優先の交差点改良、さらには傷んだ舗装のリニューアルなどを実施しております。

1ページにお戻り願います。

工事概要でございますが、本工事は、交通安全施設整備工事といたしまして、休憩所前のところで約280メートルの区間でございますけれども、そこに樹脂系の滑りどめ舗装を行うというものでございまして、施工面積は800平方メートルでございます。最近利用者がふえているスポーツタイプの自転車は細いタイヤを装着しておりまして、走行スピードも速いということで、濡れた路面などではスリップの危険性が非常に高くなっているという状況がございます。このため、本工事は施工箇所でございます休憩所前後では、自転車がブレーキをかける機会が非常に多くスリップや転倒事故が非常に懸念されるということがございますので、抜本的な安全対策といたしまして滑りどめ舗装を計画したというものでございます。

12ページの平面図と13ページの標準断面図をあわせてごらんいただきたいと思います。

既存の区画線、舗装の区画線、白い線、区画線があるんですけれども、その間の幅2.85メートルにつきまして滑りどめ舗装を施工したというものでございます。施工前と施工後の写真、状況の写真は14ページにおつけしてございます。この緑ですね、完成後に緑で塗ったところが滑りどめの塗装をしたというところでございます。

工期につきましては、3ページの概要書に記載してありますとおり、平成29年12月26日から平成30年3月15日までの80日間でしたが、最終的には11日間延長いたしましたため、30年の3月26日までの91日間となっております。

1ページにお戻り願います。

次に、指名業者数でございますけれども、指名競争入札制度に基づく業者数は12者となっておりますが、今回は同日に同一工種の交通安全施設整備工事の（その2）工事を発注することとしておりましたため、とりおりといたしまして、通常指名の12者に1者追加いたしまして13者を指名して選定しております。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございますけれども、当該工事は自転車のスリップ事故防止を目的といたしまして樹脂系滑りどめ舗装を施工するものでございます。実施に当たりましては、対象路線や自転車道利用者の通行状況等を把握するとともに、工事の施工に反映することが必要であるため、地域の精通度や過去の工事実績が重要となってま

います。このため、業者の選定に当たりましては、県内に主たる営業所、本店でございますけれども、これを有するという、それにとび・土工・コンクリート工事業者のうち交通安全施設施工可能業者、県内に21者あるんですけれども、この21者から、まず初めに土浦土木管内のものより4者、管内の業者全てですね、4者を選定いたしまして、残りの9者につきましては工事場所からの地理的状況や当該年度の受注実績等を考慮いたしまして、信用性の認められる13者を選定したというものでございます。

次に、契約金額でございますが、税込みで934万2,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は13者、落札者は×××。

予定価格は税抜きで913万円。

最低制限価格は802万円。

入札金額は税抜きで865万円、落札率は94.7%でございました。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員

変更契約で施工面積44平米追加と書いてあって145万8,000円、これというのは、そもそもが934万円、何となく割合が多いような気がしなくもないんですが、これはどういうふうな内訳というか何と言うか、何ですかね。これだけかかった。

○説明者

変更の内容で、塗装の部分だけではなくて、変更の理由のところに書いてございますけれども、内容としまして、9ページ、ちょっとごらんいただけますでしょうか。9ページのほうに、ここに書いてあるんですけれども、こちらの変更の理由といたしまして、44平米を追加したほかに、休憩所の前に車線分離標、ラバーポール15本を追加で整備しております、こちらの分も合わせてということで金額がこの状況ということでございます。

○委員

わかりました。

○委員

これは全然関係ない質問ですけれども、ごめんなさい。

これは自転車専用道路ということになるんですよね。

○説明者

自転車と歩行者も通りますね。

○委員

それも一応県道という形で扱うわけですか。

○説明者

はい。

○委員

ここ以外にそういう県道というのはあるんですか。自動車が走らない県道。

○説明者

ほかにはどこ。

○説明者

×××あたりでも、堤防、国土交通省の上を占有させていただきまして、自転車道を整備している事業が。

○委員

そこは車通らない。

○説明者

車通りません。

○委員

そこもやっぱり同じような工法で表面をやってあるんですか。

○説明者

そこは、そういうところは特に休憩所等がなく。

○委員

今回の工事のようなものは特に必要としていない。

○説明者

そうですね。今回、うちのほうも、全部がこの舗装をやっているわけじゃなくて、×××という、×××のところは実は電車が通っていたところ、御存じのとおり、専用道路にしたんですけれども、駅舎がございまして、旧駅舎ですね。そこを休憩所とするような形で整備をしております、そこに来るとかなり速いスピードで走ってきたところがブレーキをかけるというようなことが多いので、そういうところを考えて、そういうところには滑りどめの舗装をしているというところですよ。

○委員

全区間じゃないんですね。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

全区間やったらかなりの金額になっちゃいますよね。

このほかにもこの後予定されている工事箇所はあるんですか。危なそうなところ。

○説明者

滑りどめですか。

○説明者

まず、このときに（その2）の工事でやっております、この後につきましてももう1カ所休憩所ありますので、×××で1カ所予定しております。

○委員

結構な沿線じゃないですか、長さ的に、×××自体が。そうすると、そういった危ない箇所も何カ所かあるのかなと。

○説明者

そうですね。

今回やった2カ所につきましては、実際にスリップ事故があったところを先にやってお

ります。

○委員

そういうところを優先してやられるわけですね。

○説明者

あとは、このほかに、全部が全部ずっと自転車だけというわけにいかなくて、道路と交差しているところをございまして、そのところは、これまでも滑りどめの工事はしてきております。

○委員

もっとも×××事務所管内さんはこの辺ぐらいまでかもしれないですよ、位置的に。

○説明者

そうですね。

○委員

ほかの土木事務所さんがわからないけれどもね。わかりました。

○委員

この4者、つまり×××事務所管内では全てなんですか。土木事務所管内にいる資格要件を満たす、4者が全部。

○説明者

交通安全は4者全部です。全体で21者しかないんですね、県内全部で。

○委員

その4者しかない。

○説明者

4者しかないんです。

○委員

そんなに少ないんですか。

○委員

工事種目でとびと土工とコンクリート工事とあるじゃないですか。

土工とコンクリートは何となくイメージできるんですけども、とびという職種が絡んでくるというのは何かあるですか。

そういうくくりなんですか、それは。

○説明者

そうですね、とび・土工というくくりなんですから。

○委員

そういうくくりなんですね。

○説明者

建設業法の業種の。

○委員

そういう意味でのくくりなのね、そういうことですね。

別に今回の場合、とび職の方にお問い合わせするような特殊なことがあるわけじゃないじゃないですか。

○説明者

そうですね。ないです。

○説明者

その中で、交通安全の施設をやる業者さんがまた絞られてきますので、中で21者しかないということ。

○委員

そういうことなんですか。

○司会

事務局のほうからよろしいですか。

○委員

どうぞ。

○司会

今の業種なんですが、建設業法の29業種の中のとび・土工・コンクリートという業種の中で今回選定しているというような状況ですので、とびもありますし土工もありますしコンクリートもあるということで、そういうことです。

○委員

それがワンセットなんですね。

○司会

そうです。

○委員

わかりました。

○委員

工事種別やるときもその名前でやる、業種でやると。

○司会

そうです。土木一式とか建築一式とか、そういったものと同じでございます。

○委員

済みません、余計なことを言って済みません。

○委員

私も同じ疑問に思ったんです。

ほかにございますか。

なければ、この案件もこれだけで、どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、6番目の案件につきまして、×××さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

資料ナンバー6の1ページ目、審議事案説明書をごらんください。

発注機関名は×××事務所、入札方式は随意契約でございます。

工事名は、県単×××号、鋼管積み込み・運搬工事でございます。

工事種別は鋼構造物工事。

工事場所は、資料の8ページでございます。その位置図に示された×××地内ほかでございます。

工事概要説明の前に、今回の工事に係る耐震化事業についてご説明いたします。

最初の部分は口頭になります。

当事務所では、上水道事業、飲み水のほうです、これは×××広域水道用水事業として行っております。次に工業用水、これにつきましては×××工業用水道事業を実施しております。

今回実施しております工事に係ります×××工業用水事業につきましては、昭和41年から第1期事業の配水を開始し、次いで2期事業、3期事業と実施しております。現在、1日最大88万5,000トン、ユーザー数74の事業者へ配水しております。なお、これら工業用水の管路延長、総延長につきましては、約141.5キロメートルでございます。

続きまして9ページの図面をごらんください。

これら管路につきましては、平成23年度に、茨城県企業局において管路耐震化計画を作成しております。当×××工業用水道事業では、管路の布設年度や管の種類、液状化の判定等の評価を行いまして、その結果、約101.2キロの区間が非耐震管と評価されております。さらに、この評価を受け、平成24年度から平成36年度までの13年間で老朽化及び布設箇所の液状化等を考慮し、この図面に表記されております約34.5キロを耐震化の優先区間と定め、事業を進めているところでございます。

本工事は、その34.5キロのうち、平成29年度の耐震化事業として実施いたしました鋼管積み込み運搬工事であります。

本案に戻りまして、8ページの図面をごらんください。

この工事は、前年度に製作した鋼管を、図面左側に表記されております×××浄水場内と、図面の右側に表記されております港湾用地に仮置きしておりました鋼管のうち、鋼管の径2,100ミリ、長さ6メートルの鋼管9本を×××浄水場から、また管口径2,000ミリ、長さ6メートルの鋼管56本を港湾用地から図面左側に表記されております排水管布設工事の現場1工区から4工区へ供給するための積み込み運搬工事でございます。

資料の10ページから13ページに仮置き状況及び積み込み運搬の写真が掲載されております。

以上が工事の概要でございます。

次に、1ページの審議事案説明書にお戻りをお願いいたします。

次に、随意契約の理由でございますが、管路の耐震化を進めている中で、前工事でありませ×××号、鋼管製作接合工事に係る仮置き場からの鋼管積み込み・運搬に対応する工事であります。

ちょっとややこしいので、先ほど配布しました模式図のほうをごらんいただきたいと思います。

この工事は、前工事の鋼管製作接合工事ではありますが、これは丸印で表記されております約37メートル分の鋼管の製作と、星印で表記されております1工区から4工区での布設現場における鋼製管の接合工を、溶接工を契約したものであります。四角印で表記しております前年度製作し仮置きしていた鋼管の積み込み・運搬の工種が前工事で漏れていた、遺漏していたため、前工事の施工業者であります×××と随意契約したものでございます。

本来なら、前工事の追加の設計変更工事に対応すべきところですが、年度末も近かったこともあり、予算の流用が厳しかつこともあって、別の予算にて発注したものでございます。なお、当該工事の工事価格につきましては、前工事と諸経費を調整し、さらに前工事の請負費率を乗じた金額としております。

3 ページに工事起工概要書、4 ページに工事数量総括表を添付しております。

次に、2 ページの入札見積もり結果情報、入札書取書をごらんください。

平成30年1月26日に見積もり合わせを行い、税抜き予定価格603万円に対しまして、入札金額は600万円で、落札率は99.5%でございます。

5 ページに契約内容の公表、6 ページに指名推薦理由書を添付しております。

なお、推薦理由につきましては、随意契約理由と同じ内容となっております。

本工事につきましては、翌年度繰り越し工事となりましたが、平成30年6月6日に完成しており、工事成績評点は、7 ページに記載があります73.1点でございます。

以上で事業の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員

本来であれば、005の追加として発注すべきところ、年度またがっちゃう、予算が厳しいということで、別の発注をしたという話ですね。

○説明者

そうですね。

○委員

それが随意契約だということで、そうしますと、当然のことながら、005は普通に一般競争入札でやっていたと。

○説明者

そうです。

○委員

ほかには。

○委員

よくわからないんですけども、こういう積み込み・運搬工事が今回の案件ですよ。

○説明者

そうです。

○委員

製作工事というのはこれとはまた別にやるということに。

○説明者

そうです。

○委員

1 工区から4 工区に分けて。それはまた別の。

○説明者

別の年度でやっています。前年度ですね。

○委員

わかりました。

○委員

前年ということはもう終わっているということですか。

○説明者

鋼管、管だけを前年度につくっておきまして、別なストックヤードに置いてあった。

○委員

これを見せていただくと、溶接工事は終わっているということではない。

○説明者

違います。

○委員

違いますよね。この管自体の溶接工は終わっているという、そういうわけではない。

○説明者

そういうわけではないです。

○委員

ということは、これからつくったものをまた運搬して、実際工事しますよね。工事は別かもしれないけれども、運搬することに関しては、また同じ業者さんになる、業者さんというか。

○説明者

本来なら、一番いいのは鋼管をつくっている業者が工場から工事現場に持っていく、本来は工事現場に持っていくまでの込み込みの単価で鋼管というのはできています。ただ、鋼管をつくるには工場のラインとかスケジュール等がありますので、掘って布設する工事は別の土木会社がやっています。それだと、タイミングが合わないときがあるので、前もって管のほうをなるべく多くつくっておいて、その翌年のほうに設置していくというような。

○委員

布設していく、そのための今回は運搬だと。年度またぎになるから運搬は。

○説明者

年度またぎというか、ちょっと予算のほうか。

○委員

予算のほうのやりくりも含めて、前の年からのあれで随意になったという。

○説明者

はい、そうです。

○委員

じゃあ、これからずっと随意になるわけではない。

○説明者

ないです。たまたま、本来なら運搬、別の置き場からの運搬費も前工事で見べきところだったんですが、ちょっとそれが漏れていたということで。

○委員

本来は一体だから。

○説明者

そうです。

○委員

運搬だけということはない。そんな特殊な機械じゃないですものね、運搬自体。

○委員

確かに運ぶのは容易じゃない作業でしょうけれども、余り合理的じゃないですね。なかなか工期的なこともあるから難しいのかもしれないですね、予算と。はい、わかりました、済みません。

○委員

ほかには。

じゃあ、なければ。お疲れさまでした。

○司会

7番目の案件でございます。よろしくお願いいたします。

○説明者

×××と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の右隣が×××でございます。×××です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員

それでは、7番目の議案につきまして、×××さんのほうからご説明のほう、よろしくお願いいたします。

○説明者

まず1ページのほうお開きいただきたいんですけども、こちらのほうの審議事案説明書をもとに説明していきたいと思えます。

まず、場所のほうをご説明したいと思えます。資料のほうの17ページをちょっとお開きください。こちらのほう、ちょうど図面の真ん中、下ほどに丸印つけておりますけれども、こちらのほうが工事現場箇所になります。県道の×××線、ちょうど図面が切れておりますけれども、位置図がこちらのほう上が北のほうになります。左側のほうに県道が至っているわけですが、ちょうど西側に進みますと、×××号にそのままつなぐと。東側に関しましては、ちょっと薄いんですけども、×××号につながるといことで、×××号と×××号を連絡するという幹線道路になります。

それで、ちょっと図面上わかりにくいんですけども、ちょうどその丸印のところを南北に×××、こちらのほうが交差しております、今回はその×××の踏切部をまたぎまして舗装補修工事を行うということになります。

×××なんですけれども、交通量のほうは約1万台前後ということで推測してございますけれども、かなり幹線道路ということもあり、大型車輛が多かったということでございます。

平面図を次のページ、18ページのほうにやっております。横長のほうをごらんになっていただきたいと思えます。ちょうど真ん中左手のほうに斜め下に横切るように×××がございます。こちらを跨ぐような形で、延長140メートルの区間を切削オーバーレイをもとに舗装補修工事を行うというところでございます。現場の状況なんですけれども、ちょうど左側、東西で言いますと東側のほうになりますけれども、こちらのほう、平成28年度に整備が完了しているという状況です。また、今回の工事を含みます区間、その踏切を含みます

西側に関しましては、図面右手ですけれども、こちらのほうは過年度、平成17年度から18年度に整備が完了しているということでございました。

今回の工事の前に、約10年間ほど経過してございまして、ちょうど踏切の手前、大型車関係が停止する関係で、かなりわだち掘れとひび割れが生じていたということで、地元のほうからも騒音、それと踏切の関係になりますけれども、振動、こちらのほうの関係の苦情が入っております、今回、10年ぶりに補修工事を行うということになったわけでございます。

申しわけございません、1ページのほうに戻っていただきたいと存じます。

審議事案説明書のほうの工事概要等についてご説明を、順にしていきたいと思えます。

こちらのほうですけれども、工事名に関しましては、県単×××号、それから県単×××号の合併工事になります。こちらのほうで工事名が舗装修繕工事ということでございます。工事概要ですけれども、こちらのほう、表に示していますとおり、延長が140メートルの補修工事を行うものです。路面切削工が550平米、切削オーバーレイが584平米、その中で表面工ですけれども、舗装の前後に表層工、開粒度アスファルトコンクリート352平米ほど施工いたしまして、この中に耐流動、耐摩耗ということでセメントミルクを注入するという事で、半たわみ性の補修を行うということでございます。通常の舗装工事では、わだち掘れあるいは破壊が素早く起きてしまうということでこのような工法を採用してございます。

次に入札参加資格でございまして、こちらのほう、今回舗装工事ということでもありまして、地域に密着して、この沿道部分が商業施設あるいは病院、住宅地が隣接してございまして、その地元調整が肝要になってまいります。また、×××との工事協議をきちり行っていかなければならないということで、技術的にも精通しつつ、地域にも精通しているということで、今回は土木部が29年度から採用してございまして×××運用ガイドライン、地域の担い手を確保するための業者を何とか育てましようということで、今回これを適用させていただいているところです。

格付でございまして、1,000万円以上の舗装工事ということで……、失礼しました、工種は舗装工事、起工額は税込みで1,383万4,800円ということでございます。

そういったことで、今回の格付に関しましては、1,000万円超の舗装工事ということでA等級、これは土木の等級になりますけれども、舗装のA等級になりまして、こちらのほうは格付はA等級ということで指定させていただいております。

それから、配置予定技術者の要件に関しましては、①のほうですけれども、一級土木施工管理技士云々ということで、こちらのほう指定させていただいております。

②のほうですけれども、監理技術者は監理技術者資格、こちらに記述しているような形で指定させていただいております。

それから、こちらのほう、地域要件ということで、(3)のほうですけれども、×××または×××に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があるということで指定させていただいております。

これらの結果、今回の参加可能者は、参加緩和型の最低限になりますけれども、13者と、舗装ランクのA等級になりますけれども13者ということでございました。

入札の方法につきましては、先ほど冒頭で説明したように、交通量がかなり多く、現道上、

それから沿道の条件があるということで、安全管理、工事管理、それから施工品質を確保するために、業者の施工実績及び経験等を評価いたしまして落札を決定する方式、特別簡易型のI型の総合評価方式で入札を実施したところでございます。

続きまして、入札の経緯及び結果につきましてですけれども、こちらのほう、2ページをごらんになっていただきたいんですけども、参加申し込みが3者ございました。そのうち、表にあります×××、×××に応札していただきまして、×××が落札ということになってございます。こちらのほうですけれども、総合評価方式のI型の、こちらのほうは、入札の状況ですけれども、11ページのほう、前後してごめんなさい、総合評価の評価点の算定でございますけれども、11ページのほうですけれども、総合評価の簡易I型の地域内拠点あり・登録基幹技能者の配置ありということで、12ページのほう、14点満点の都合114点、14点の満点ということで評価してございます。最高点数は、こちらのほう、2ページに戻っていただきまして、こちらのほうは、×××が最高点で112点、ちょうど表の評価点の下の、金額の下の欄になります、左下。それから、最低点は×××の109.8点ということでございます。このような結果から、落札をしてございます。落札率は99.1%ということでございまして、低入札調査は実施してございません。

最後になりますけれども、こちらのほう16ページでございます。16ページごらんになってください。

工事成績評定の結果でございますけれども、評定78.1点ということで、工期内に適正に工事を完了していただきまして、事故もなく終わっていただいたということで78.1点の評価点を得ております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員

今回は、先ほどのかなり3業者、少なくともやむを得ない状況ということで、特に地域要件を重視された。それは、考え方としては私はいいと思います。ただ、結果として、今回は3者から問い合わせで1者辞退という2点になったという状況ですね。これに関しては、どういうお考えで、せっかく地元さんにいろいろやろうとしていたら。

○説明者

私どもの考えた結果ですけれども、先ほど半たわみ性舗装ということで、踏切の前後をアスファルト合材を開粒度アスファルト、隙間があるアスファルトを特殊なものを使いまして、隙間のあるアスファルト舗装をやって、その隙間にセメントミルクを注入しまして、ハイブリットみたいな形で丈夫な耐流動、耐摩耗ということでやっているわけですけれども、実績が余りなかったということと、これは私の推測ですけれども、県内に、地元の。あともう一つは、金額がちょっとぎりぎりのところでこういった結果になったのかなということで私のほうとしては推測しているところです。

○委員

こういう応札者をふやすということは大事だと思うし、今のような特殊な技術を持っている必要があるような工事などは、少しそういった意味では、地域要件も大事だけれども、

工事自体もとても大事なので、ちょっとこの辺がいろいろ検討されたらいいかなと思いました。

○説明者

わかりました。

○委員

変更契約内容の件なんですけど、これ変更理由を見ますと、ポストコーンの撤去再設置、セメントミルク注入における夜間から昼間施工、この辺というのは事前にわかるんじゃないですか。その辺はいかがでしょうか。

○説明者

これ実施したのはもう一昨年になりますけれども、12月の時期でして、当初は交通量が多い関係で夜間にやろうとしたところ、当初書いてあるとおり、ところはかなり寒くて、思い出させていただきたいと思うんですけども、一昨年の12月、去年の12月はかなり温度が低かったんですけども、その関係で、凍結ですね、夜間にやったときのそのセメントミルク。それがちょっと心配されるということで、温度の関係で昼間何とかならないかという相談があって、交通量がない、施工で1時間、養生して3時間で供用するということになるんですけども、そうしたときに、昼間やったほうが間違いないものができるだろうということで、交通量制御をやりながら施工したということでございます。

○委員

あと、これ面積の増があるのかな、舗装工の。どのくらいあったんですか。

○説明者

面積のほうは、当初、外側線より外側は余り車が踏まないだろうということで、ちょっとコスト縮減という考えで実施しないように考えておりました。ですが、現場、その後よくよく見てみると、結構外側線より外側も車が踏んでいて、しかも劣化も同じ程度劣化しているというのが判明してしまったために、ちょっと面積、外側線の外側も含めて今回補修しようというように変更しております。

○委員

結構面積はふえているんですか。

○説明者

約1割、街路でつくった関係があって、外、路肩というんですけども、結構広くありまして、約70センチずつの追加の施工になっております。

○委員

結構、国道とか交通量が激しくて、大型が通るところは、意外と真ん中より外側に盛り上がったんじゃないですか、道路、変に、アスファルトが。そういったことはありますよね、意外とね。

○説明者

意外とありますね。

○委員

意外とありますよね。じゃあ、これからはそういったことも踏まえて検討なさるということですかね。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。

○委員

ほかになければ、この案件もこのぐらいで、お疲れさまでした。

○説明者

よろしいですか。どうもありがとうございます。

○司会

8番目の案件でございます。

×××の案件でございます。

○説明者

×××でございます。

本日は、×××も同席させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

○委員

それでは、8番目の案件につきまして、×××からご説明をお願いします。

○説明者

それでは、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

8番目の審議事案でございます。×××海岸防潮堤改修工事につきましてご説明いたします。

まず、概要についてでございますけれども、8番の冊子の18ページをお開き願えればと思います。18ページでございます。

まず、施工場所についてでございますけれども、右側に黒枠で地図がありますとおり、×××の北側にあります×××の×××漁港海岸になります。この場所でございますけれども、漁港と海岸そして海水浴場と三つございまして、特に海水浴場は「×××」ということでも有名でありまして、毎年夏に多くの家族連れなどが訪れているところでございます。それぞれの施設は、×××が管理しているもので、当事務所は×××から×××への予算の振りかえ配当に基づきまして、工事のみを実施しているというものであります。

工事の内容についてでございますけれども、今度は22ページと23ページ、こちらに写真がございまして、こちらをごらんいただきたいと思いますけれども、津波防災対策緊急整備事業といたしまして防潮堤の整備を行ったもので、津波高潮から住民の人命・財産の保護を目的として整備をしたものでございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、審議事案説明書になります。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事名は、国補×××号防潮堤改修工事です。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所は×××漁港海岸、×××地内でございます。

工事概要でございますが、防潮堤改修工事L=731メートル、かさ上げ工（コンクリート）H=0.3から1.39メートル、V=348立米、型枠A=1,219平米となります。

入札参加資格についてでございますけれども、まず入札参加資格者名簿に登載されました格付がSまたはA等級であること。主任技術者または監理技術者につきましては、一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得るものであることといたしまして、専任での配置を求めています。

また、地域要件といたしましては、×××に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由の欄でございますけれども、この工事は津波防災対策緊急整備事業により×××漁港海岸の背後地の災害被災を未然に防ぐことを目的に防潮堤のかさ上げを行う工事であり、当該工事場所には×××海水浴場や漁港があるため、市、地元住民及び漁業協同組合との綿密な協議調整が必要であります。このため、工事实施に当たりましては、現場や地元等に精通している必要があること、また地域に密着したインフラ整備であることから×××に主たる営業所（本店）があることを地域要件として参加資格に設定いたしました。

この地域要件につきましては、×××運用ガイドライン、こちらに基づきまして設定をしたところでございます。これによりまして、応札可能業者数は、括弧で書いてございますが、24者ということでございます。

入札参加資格申請者数でございますが、14者でございます。全ての申請者について参加資格があることを確認をいたしております。

契約金額は3,687万1,200円でございます。税込みになります。

入札の経緯及び結果の欄でございますけれども、入札参加者は1者辞退がありまして13者となりまして、×××が落札しております。

予定価格は税抜きで3,593万円。

最低制限価格は3,216万円。

これに対しまして、入札金額は3,414万円で、落札率は95.0%というふうになってございます。

次に、次のページをごらんいただきたいと思います。2ページでございます。

こちら入札書取書になります。

2段目の表になりますけれども、最低制限価格超過で失格したものが4者、入札辞退者が1者となります。

落札結果についてでございますが、失格の4者を除いた最低額が2者同額となつてございます。×××と×××、この2者が同額となつておりましたので、くじ引きによりまして×××を落札者に決定いたしております。

続きまして、3ページに工事起工概要書、4ページ及び5ページに工事数量総括表、6ページから14ページまでが入札公告となっております。15ページが契約内容の公表となっております。

次に、16ページの変更契約の内容についてでございますけれども、16ページをごらんいただきたいと思います。

税込みで81万円の増額変更を行っております。変更の理由といたしましては、別発注工事の、隣接工区におきまして、陸閘を施工する際、御存じないかもしれませんが、陸閘と申

しまして、防潮堤の出入口部があるわけですから、そこに設置する横に引くゲート、そういった構造物、海岸のほうにも出なきゃいけないので出入口がありますので、そこに設ける横に引くゲートのような構造物があるんですけれども、この陸閘を施工する際に隣接工区で仮設道路が必要になったということでありまして、全体延長が19メートル減といたしております。

その一方、当初設計で再利用を想定しておりました転落防止柵が、撤去の際、損傷が非常に大きく再利用が困難になりましたので、新設として105メートルを増工したところでございます。

変更契約の内容の公表については以上でございます、続きまして17ページの工事成績評定結果表でございますけれども、評定点は76.4点でございます。

18ページ以降につきましては、位置図、平面図、完成写真というふうになってございます。以上、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員

変更契約内容で一応確認なんですけど、転落防止柵、これ当初に概要では一切入っていないことになるんですか。全部使いまわしというか、前のやつをそのまま使うという計画でいたということによろしいですか。

○説明者

当初の設計では、新設が34メートル分を見ておりましたが、再利用分が82メートルというふうに見ていたんですけれども、撤去する際に、外側はきれいに見えるんですけれども、中の腐食が非常に激しいということと、あと基礎をはつるときにやっぱり損傷が激しいということで、再利用がちょっと困難だという判断をして新設、全て新設にしましたということです。

○委員

全て新設にした。じゃあ、今あるのは全て新設。

○説明者

はい。

○委員

やはり場所が場所だから、どうしても腐食とかそういったことも考えられますよね。

○説明者

海岸沿いで、前のやつは鉄なんです。今度はだからステンレスの。

○説明者

長持ちするものを。

○委員

今度はステンレス、そのほうがいいですよ。

なるほど、わかりました。

この先、また何かこういった同一、同種類というか、工事というのは、計画とかあるん

ですか。

○説明者

この海岸につきましては、この工事と、先ほど申し上げた陸閘の工事がありまして、それでこの海岸については終わります。

○委員

そのときにも、今度は新たにステンレスのものを設置、陸閘と言っても手すりがあるわけだから。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。じゃあ、そんなに変更は生じないですね、これからは。

○委員

すみません、理解が間違っているかもしれないのですが、この変更の理由の前段のほうは、全体延長Lが19メートル減ということは、金額が減額の理由になるんですか。

○説明者

はい。

○委員

それで、また以下で増額して、差し引きした結果として81万円の増という。

○説明者

そういうことです。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

何かございますか。

なければ、この件もこのぐらいで。どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○司会

9番目の案件でございます。

○説明者

×××と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

○委員

では、9番目の第2工区×××排水路工事、この件につきまして、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者

まず、審議事案説明に入ります前に、工事を行っております事業の概要につきましてご説明させていただきます。

22ページの位置図をごらんください。

この工事は湛水防除事業×××地区として実施しております。第2回定例会におきまし

てご審議いただきました×××機場場内整備工事と同じ地区の工事となります。先週の繰り返しになりますが、湛水防除事業は、流域内の開発の影響などで排水状況が悪くなった地域におきまして排水施設の整備や改修を行うものでございます。

×××地区におきましては、×××への排水機場2カ所と排水路885メートルを整備する計画となっております。平成29年度時点で排水機場1カ所、排水路698メートルが完成しております。

今回審議事案となっておりますのは、図面の赤色の実線で示しております×××排水路に関する工事でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明させていただきます。23ページの平面図をごらんください。

今回の工事は、水路延長約60メートルの整備を行ったものでございます。この内訳といたしましては、柵渠約53メートルと暗渠工7メートルでございます。柵渠は鉄筋コンクリート組立柵渠と呼んでおりまして、コンクリート二次製品でございます。U型の柱と壁となる部分のパネルを現場で組み合わせてつくる水路でございます。図面の上のほうですね、左側。

暗渠工のほうにつきましてもコンクリート二次製品でございまして、左側下のほうです。いわゆるボックスカルバートというものでございます。また、地盤が軟弱なため、基礎面の土層にセメントを混ぜ合わせて強度を上げる地盤改良を施しております。

24ページの写真をごらんください。上段の写真は上流から下流方向に向かって撮影しております。もとありました排水路を柵渠で改修した状況でございます。奥に見えますのが暗渠工となります。

下段の写真は下流から上流に向かって撮影しております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づきましてご説明させていただきます。

まず入札方式ですが、一般競争入札の総合評価方式でございます。

次に工事名ですが、湛水防除事業×××地区第2工区×××排水路工事でございます。

工事種別は土木一式工事、工事場所は×××でございます。

工事概要は、排水路工59.55メートル。内訳といたしましては、柵渠工52.55メートル、暗渠工7メートルでございます。

入札参加資格でございますが、4点ほど条件を付しております。

まず1点目が格付でございまして、S、AまたはBランクであること。2点目が過去10年以内に国、県、市町村等の実績があること。このうち同種工事といたしましては、地盤改良工を含む排水路工事、あとは類似工事を土木一式工事としております。3点目が技術者に関するものでございまして、土木施工管理技士の資格を有する者などとしております。4点目に、×××事務所管内の4市町に地域要件と付しております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、1,000万円以上の工事となりますので一般競争入札としております。格付につきましては通常Bランクとするところですが、この工事につきましては一度参加申請が1者のみだったことから取りやめとしている状況でございます。今回は、再公告案件となりますので、上位のS、Aランクを含めたものとしております。応札可能業者数は88者となります。なお、当初のBランクのみだけであった

場合は50者です。

入札参加資格確認申請者数は3者となっております。入札参加資格確認結果でございますが、1者が資格なしとなりました。この1者は、総合評価の工事成績評価に関しまして零点未満は参加を認めないとした項目に該当したものでございます。

契約金額は2,442万9,600円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は2者となっております。落札者は××でございます。

予定価格は税抜きで2,507万円。

調査基準価格は2,215万円。

入札金額は2,262万円、落札率は90.2%となっております。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

2ページをごらん願います。

添付資料といたしまして、2ページ目と3ページ目に2者が応札した入札書取書をつけてございます。

4ページをごらん願います。4ページが工事起工概要書でございます。

5ページをごらん願います。5ページ目から9ページにかけて、内訳書をつけてございます。

10ページをごらん願います。10ページ目から14ページにかけてが入札公告でございます。

15ページ目をお開き願います。15ページが総合評価の評価点算定方法でございます。アの工事成績評価から、16ページのケ、若手技術者の配置まで9項目、合計13点の中での評価となっております。

17ページをお開き願います。17ページが契約内容の公表でございます。

18ページをごらん願います。18ページが総合評価の評価調書でございます。

19ページをごらん願います。19ページと20ページにかけてが変更契約の内容となります。20ページのほうをごらん願います。20ページのほうに変更理由書をつけてございます。工事の主な変更理由といたしまして、Iの①にありますように、工事の掘削作業を進めておりましたところ、崩れやすい砂質の土層が法面に確認されました。そのままにしておきますと、工事期間中の雨等によりまして法面が崩れるおそれが高いと判断されたため、その対策として大型土のうによる土留工を追加したものが主な変更理由となっております。

21ページをごらん願います。21ページが工事成績評価結果表でございます。評価は75.8点で、ほぼ平均に近い点数となります。例年の平均点で行きますと75点となっております。平均点並みとなっております。

以上で説明のほう終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○委員

入札参加、応札可能業者、これ88者にされたというのは、S、Aを含めたということでよろしいですね。それで、結果として、1者じゃなくて今回は2者になったという、そ

のときに、このSとAを入れた効果ということを見ると、このどちらかがSかAと考えられますけれども。

○説明者

2者ともAです。

○委員

2者ともA。

○説明者

結果的に2者ともAが応札しました。

○委員

やっぱりAを入れたことによってそうなったということですね。

そうすると、その前の応札していただいた1者は入ってこなかった。

○説明者

最初のBランクで手を挙げた業者は今回応札しませんでした。

○委員

わかりました。やむを得ないですね。

いずれにしても、少し少ないから、そこら辺を考えていく必要があるかなと思いますけれども。わかりました。

○委員

ほかには。

○委員

応札可能業者数88者に対して入札したのが3者という、この圧倒的に少ない数字の原因というのは、何か考えられるところというのはあるのでしょうか。

○説明者

これまで数年の平均をとりますと、大体5者か6者が平均で応札していただいておりますが、今回は総合評価方式ということで、事前にいろいろ技術資料の提出とかもございませので、それで敬遠される方、業者もいるかと思えます。はっきりした理由は、うちとしては存じ上げておりません。

○委員

ほかの案件で総合評価方式をとっていてもそんなに入札参加される方が少ないという印象が余りなかったんですけども、何か技術的に特に難しい工事であるとか、そういったことというのはないんですか。

○説明者

技術的に難しいということはないと思うんですが、地盤改良につきましてもバックホウの先端に攪拌機をつけて、そこでスラリー状のセメントで流し込んで固めるという工法なので、特段難しい技術じゃないと思うんですが、応札、何で応札しなかったという部分ですよね。

○委員

聞く相手が間違っているかもしれません。

○説明者

推測になりますけれども、契約金額の大きさにもよりますし、今回、2,400万円という工

事金額でございまして、額が大きくなったほうが応札する会社というか、業者数としては多くなる傾向がございますし、今回の発注した時期が9月になってからということもありまして、もう既に工事を受注しているとか、そういう会社も多くて参加が少なかったものかと推測されます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

これから先、発注の工事を出すタイミングというんですかね、多分金額と、ほかの工事のほうが魅力的だった、そういうお話ですよ、結局は。

○説明者

そうですね。

○委員

その辺がちょっとずらすことによって、例えば入札可能業者が増えるというような可能性というのはいかがなんでしょうかね。

○説明者

×××といたしましては、毎年80%以上の発注率、契約率ということを目標に、上半期ですね、9月末までに、それを目指して努力して発注に努めているところですが、今回は応札業者数が少ないということで、なるべく早く、早目に発注するように考えております。設計、積算のほう、私ども努力して進めまして、極力早い発注に心がけ、1者でも多くの方に参加していただけるようにしたいと考えております。

○委員

ほかには、特に。

なければ、これもこのくらいということにさせていただきます。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○司会

10番目の案件でございます。最後の案件でございます。よろしく申し上げます。

○説明者

よろしく願いいたします。

○委員

河川除草工事ということで、10番目の案件です。×××のほうからご説明を。

○説明者

×××でございます。よろしく願いいたします。

本日同席しているものを紹介させていただきたいと思っております。私の右におりますのが×××でございます。同じく左におりますのが×××でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料をお開き願いたいと思っております。1ページと、ちょっと飛びますけれども8ページを同時にごらんいただければと、位置図でございますけれども、ごらんいただければと思っております。

工事の名称は、県単×××号河川除草工事でございます。

工種種別は土木一式工事で、工事箇所は×××、×××地先ほかでございます。

×××事務所では12の河川を管理しておりまして、その河川管理における除草工事の中の1工区でございます。

当該工事は、×××に流れております×××の河川除草工事でございます。8ページの赤い線のところでございます。

工事概要につきましては、3ページ及び4ページをごらんください。河川除草延長は4,500メートルで、除草面積計11万3,000平方メートルでございます。その内訳としまして、第1回目9万3,000平方メートル、第2回目が2万平方メートルでございます。

工期は、平成29年7月から平成29年10月末までの約120日間の予定で発注したものです。続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。

指名業者選定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、予定価格が1,000万円未満の工事のため、指名競争入札の方式によって入札を執行しております。

5ページをごらんください。入札参加資格は、土木一式工事の格付B等級及びC等級の中から、信用度及び地理的条件を考慮し、工事現場に近い業者から選定してございます。

以上のとおりの入札参加資格により入札を執行いたしましたが、1回目の入札は入札参加者12者のうち11者が辞退し1者入札となったため入札を取りやめました。そのため、11者を指名入れかえして2回目の入札を平成29年6月27日に行ったものでございます。これが5ページの入札指名でございます。

入札結果につきましては、さきに戻っていただきますけれども、2ページの入札書取書と6ページの契約内容の公表をごらんください。入札書取書によりましてけれども、入札参加者は指名12者のうち辞退者が5名、未提出者が2名おりましたので5者で執行しております。

予定価格は税抜きで505万円。

最低制限価格は税抜きで444万円に對しまして、落札したのは×××で、落札金額は税抜き496万円、落札率は98.2%でございました。

7ページをごらんください。平成29年10月31日に工事完成通知書を受けまして、平成29年11月9日に完了検査を行っております。

最後に10ページをごらんいただきたいと思います。工事写真でございます。8月に除草しました。第1回目の着手前と着手後の写真でございます。

簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員

これ一度指名でやったけれども1者しか入札しなかったということですよ。それで、11は入れかえたと、こういうことでやられたんですよ。そうしたらかなり入ってきたということの、要因とか理由とか、そのあたりは、例えば今度指名するときの方に

何か工夫して指名されたのかどうかというのがちょっとあれなんですけれども、以前の11者と今回新たに入った11の業者さん、その違いというのがちょっと知りたいなと思ったものですから。地理的な話で。

○説明者

地理的には近いところ、前回はより近いところだったんですけれども、今回もそれほど遠く離れないところを選びましたが、今回、12工区、10工区での指名入札しておりましたから、その中では、入札が完了したところで、入札的には参加していた会社をまたピックアップしたと。今までは10工区に対して12者、120者ほどここに指名していたと思うんですけれども、それで一旦とりあえず入札終わったものですから、今度は業者のダブリというものを考えなくて済みましたから、より近いところから入札できたと。

○委員

なるほどね。前120者ずっとやっていたけれども、指名していたけれども、そのあたりが一応済んで、新たにこういうふうにして、それにまたこちらの入札に応じた、こう考えられるのね、なるほどね、わかりました。

○委員

今、10工区に分けられてとおっしゃったかと思うんですが、これ工区を分けるときの基準といいますか、今回1,000万円以下の工事なので指名競争入札ですけれども、これ例えば5工区にすると1,000万円以上の工事になるので一般競争入札という話になると思うんですが、その分け方というのはどういうふうにして決めたんですか。

○説明者

長年の実績というのがありますから大きく変えられないというのが年度としてはありましたし、できるだけ私たちの工事、何と言うんですかね、工事規模も入札させたかった、B、Cの会社、なかなか対象になる工事がありませんから、そういうところではうちの管内業者さんの工事種目に充てているところがありました。

あとは長年というのと、あとはある程度の工区で夏に1回終わらせてもらいたいという工区設定等もありますから。

○委員

そのスパンでここはちゃんとやってもらいたいという、そういう形ですか。

○説明者

はい。

○委員

いいことだとは思いますが、今回、変更契約はなかったという形ですよ。

○説明者

はい。

○委員

前からの流れを考えると、結構草の量が多かったとか、ちょっと予定外に手間をとってしまったとか、そういったことがたびたびあったような気がするんですが、その辺の差というのは何かあるんですか。単なる場所の、この工区はたまたまこうだったという、それだけの結果論ですか。それとも見積もりがある程度きちんとしていればいつもこういうふうに進んでいくものなのか、見積もりの問題ですか、どうなんですか、その辺は。

○説明者

ケース・バイ・ケースとは思いますが、やっぱり住民との接点の多いところは人の量が多いですから、どうしても目が行ってよりよくしてもらいたいというのは住民の中にも出てくると思うんですよね。このところ意外と谷になっている河川ですから、それほど人の往来もなかった場所ではないかと思うんですけれども。

○委員

往来がなかった。

○説明者

はい。

○委員

じゃあ、人の目があるところというのは、要するに住民のほうの意見もある程度入れなきゃいけないから、目につくとか。

○説明者

自分たちが通行するときに、これは河川の除草ですけれども、実際、その近くの道路の出入りをするときに見づらいつかというところでは、少し要望が出てくる可能性はありますよね。

○委員

要望が出てくる。そうすると、やっぱり要望が出てくれば、それなりに対応していかないといけないということが。

○説明者

そうですね、うちの地域。

○委員

そういったことも含めて、変更契約にかかる可能性があるという、そういうことですか。

○説明者

はい。

○委員

なるほどね。その辺のところまで踏まえてというのはなかなか見積り的には難しいということですかね。

○説明者

その金額的にそんなに大きな変更にはなっていないと思うんですけれども。

○委員

そういう、何と言うんだろう、最初から契約変更の内容があつて、ある程度抑えられた金額なのかとか、ちょっとそういうふうな深読みもちょっとしてしまうものですから、その辺はいかがなのかなとちょっと思ったんですが。適正価格というやつがどういうふうに守られるのかということですよ、結局。特別は思い当たらないですか、その辺は。

○説明者

そうですね。

○委員

そうですね。わかりました。

○委員

素朴に、1回目は1者応札になっちゃって、2度目もこんなに辞退者が出て、結構珍しいなと思ひまして。

除草が結構大変なのはよく存じ上げているんですが、除草の。何でまたこんなにあれなのかなと思って、また予定価格超過でなっちゃう人も珍しいと思って、値段が関係しているのかと、もしかして余りペイしないような値段設定だったということはないですか。

○説明者

それはないです。

ただ、皆さんに聞いていると、ここに来て熱中症とか、そういう類の心配が多くて、要するに、それでそういうところで嫌われ気味にあるのは若干ありますし、去年も、これは土木一式の中で頼んでいますけれども、この時期に工事がないうきに人件費を稼ぐ点でも実務的な作業をしていると思ひます。それがだんだん作業員がいなくなつて、そういうところに作業員を出せる傾向も少なくなつてきたというのはお聞きしています。

○委員

人件費が今までよりもかさんできちゃうという感じですか。

○説明者

そうですね、去年より今年は大分そういうことが多かったですね。年々。

○委員

そうすると、今後出すときに、前よりもちょっと値段設定を、あれなんですかね。今回、追加もなかったし、すごい適正な見積もりだったんだらうなと思ひるので。

○委員

いいことではあるんですけどもね。

○委員

済みません、ちょっと辞退者が目立ったので気になっただけで。

○説明者

地域によって業者さんの捉え方が違うのか、道路ではほかのところは、この地域で辞退があつたり。×××ですと意外と河川系がちょっと辞退者が多いのかなという気がします。

○委員

ほかには。

なければ、これで、どうもお疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

それで、こちらの議案のほうは終わったんですが、前回ちょっとこちらからの包括的な質問があつたので、事務局のほうでご回答をご準備いただいたということなので、それをやってから終わりにします。

○事務局

事務局のほうから、前回、2回目のときに×××委員からご質問があつた件について事務局からご説明させていただきたいと思ひます。

着座にて説明させていただきます。

前回、×××委員からのご質問の内容ですが、ほとんどの、今回もありましたが、契約

変更について、2回目ですと10件中8件が変更ということで、増額の変更があったということで、住民の納税目線から見て、どのように説明するかというご質問の回答です。今回も第3回についても変更契約の生ずる理由、いろいろあるかと思いますが、それについてご説明したいと思います。

まず初めに、実績について調べましてお伝えしたいと思います。

29年度の入札についてはまだ終了していない工事等もありますので、28年度の実績によりますと、本県の発注工事2,165件でございました。2,165件のうち設計変更を行っている工事は約88%の1,903件でございます。88%ございました。そのうち増額については1,660件、これは全体の件数に占める割合の76%でございました。増額に変更については全体の工事の76%でございます。一方、減額の変更もございまして、減額の変更は206件、全体の割合としては10%、全体の1割は減額の変更となっている状況でございました。

これによりまして、建設工事の請負契約等の場合、事前に測量等の設計を行っておりますが、例えば道路の地質調査であれば、調査の期間とか土地の形状等の制約から、工事の予定区間のほぼ全部のポイントを調査するわけではございませんでして、ある程度の主要のポイントについてのみを調査している。土木工事においては、測量は約20メートル間隔が標準とされておりますので、そして道路の形状とか工法などを決めて図面を作成して数量を算定して、工事の予定価格を積算しているところでございます。このため、掘削工事等に着工して、実際にやり始めてから、例えば地盤が調査したポイントより固かったりとか、逆に水分等が多かったりすればそれぞれの現場の実態に応じて的確な対応をとらなくちゃならざるを得ないという状況でございます。

また、工事の対象や内容によっては測量調査、設計の段階から着工までの時間的な経過、すぐ設計したら着工ということはないところもありますので、そういう経過によって現場の状況等が変化してしまうという、慣例的に発生してしまうということもございます。

こうした現場の状況に合わせまして、発注時点で現場の状況を予測した内容の修正を加えてより効果、合理的な対応を図っていくために恒常的に設計変更、変更契約、特に増額の変更となる事態が発生せざるを得ないということもでございます。

こういうことも踏まえまして、今後の対応ということでございますが、増額変更等により予算額を戻しているのではないかという誤解とか疑念を払拭するために、特に増額の場合、個々の契約ごとにきちんと個別の必要となる理由をより明確に整理して、開示請求などやっても理解を得られるよう、変更理由の的確なわかりやすい記述に努めるよう、各発注機関への指導を徹底してまいりたいと考えております。

今回、第3回においてもいろいろ変更についても説明について不十分な部分あったかと思いますが、そういったことも踏まえて、今後、増額変更等についてはそういう説明できるような理由のほう努めるよう、発注機関のほうに説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

仕方がないものなのだとさえいえばそれまでと言わざるを得ないんですけども、ただやっぱり変更契約するときには行政コストも発生するんですよね。そういうところにもちょっと目をつけていただいたほうがいいかなと、コストというのは何も工事のコストだけではな

くて、職員が労力をとられるとか、そういうコストもありますので、そういういろいろな意味でのコストに目を向けていただいたほうが納税者視点からするとありがたいかなという気がします。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。今後も検討してまいりたいと思います。

○委員

ありがとうございました。